

## 委員会の運営について（案）

- 1 主査は、委員会の議事を掌握する。
- 2 委員会の会議は、主査が召集する。
- 3 主査は、委員会の会議を招集するときは、構成員にあらかじめ日時、場所及び議事を通知する。
- 4 委員会に主査代理を置くことができ、主査が指名する委員又は専門委員がこれに当たる。
- 5 主査代理は、主査不在の時、その職務を代行する。
- 6 主査は、委員及び専門委員に対し、審議に係る調査の協力を求めることができる。
- 7 主査は、審議に必要と認めるときは、委員会の会議に必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。
- 8 主査は、委員会が調査する事項について特に専門的な調査を行う必要があると認めるときは、ワーキンググループ（WG）を設置することができる。
- 9 その他委員会の運営に関し必要な事項は主査が定める。